

鹿 児 島 県 公 報

平成27年6月5日（金）第3116号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定（6件）（森づくり推進課取扱い） 1
- 保安林の指定予定の通知（2件）（森づくり推進課取扱い） 4
- 保安林の指定施業要件の変更に係る通知の掲示（4件）（森づくり推進課取扱い） 4
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止（介護福祉課取扱い） 6
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止（介護福祉課取扱い） 6
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（介護福祉課取扱い） 6
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課取扱い） 7
- 管理美容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定（生活衛生課取扱い） 7
- 農用地利用配分計画の認可（農村振興課取扱い） 7
- 公共測量の終了（2件）（監理課取扱い） 15

公 告

- 一般競争入札公告（情報政策課取扱い） 15
- 開発行為に関する工事の完了公告（建築課取扱い） 18

公 安 委 員 会 公 告

- 警備業貴重品運搬警備業務1級及び同2級検定実施公告（生活安全企画課取扱い） 18

告 示

鹿児島県告示第539号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成27年6月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所
大島郡龍郷町嘉渡字瀬里之腰98番，110番，118番，字南京156番，158番，字瀬理原228番，229番1から229番3まで，229番5，229番6，229番8，229番11，229番12，229番16から229番18まで，字宇津254番，261番
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は，定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び龍郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第540号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成27年6月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林の所在場所

大島郡龍郷町円字カチャラ1291番、1303番、1308番、1324番、1325番、字赤平1334番、1359番3、字ウツ平1393番1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び龍郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第541号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成27年6月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林の所在場所

大島郡龍郷町円字キンシヨウバケ1213番1、1213番2（次の図に示す部分に限る。）、字トシサク1218番1、1218番3、1221番1、字フベロ1226番、1229番1から1229番4まで、1247番、1255番、字テデ1379番1、1379番3

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び龍郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第542号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成27年6月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所
大島郡瀬戸内町大字節子字上山田675番，676番，字勝浦ズク696番，697番
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は，択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び瀬戸内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第543号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により，次のとおり保安林として指定する。

平成27年6月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所
大島郡瀬戸内町大字古志字田和良302番，317番2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は，択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び瀬戸内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第544号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により，次のとおり保安林として指定する。

平成27年6月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所
大島郡瀬戸内町大字古仁屋字山仲田原181番イ
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は，択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び瀬戸内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第545号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成27年6月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林予定森林の所在場所

薩摩郡さつま町求名字小森574番1, 575番3（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第546号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成27年6月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林予定森林の所在場所

肝属郡東串良町岩弘字権現迫2337番17, 2337番18, 2338番2, 2341番19から2341番21まで

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び東串良町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第547号

平成27年5月13日農林水産省告示第1153号（以下「告示第1153号」という。）で告示された保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を曾於市役所に掲示するとともに、そ

の要旨を告示する。

平成27年6月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
東國原義道	曾於市末吉町深川字国原ノ前4641番3	告示第1153号の変更後の指定施業要件のとおり
岩元アツエ，東シヅノ，末鶴ツヤ，末鶴信武，末鶴敏，有里トミ子	曾於市末吉町深川字田ノ神ノ上4909番4	

鹿児島県告示第548号

平成27年5月13日農林水産省告示第1154号（以下「告示第1154号」という。）で告示された保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を曾於市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成27年6月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
佐藤三之助	曾於市大隅町坂元字向井園4142番7	告示第1154号の変更後の指定施業要件のとおり
佐藤篤徳	曾於市大隅町坂元字向井園4145番2，4145番3	
中丸スマ	曾於市大隅町須田木字川路山850番2	
養田静夫	曾於市大隅町須田木字川路山880番1	
領家信男	曾於市大隅町須田木字川路山889番1，889番3，891番1，903番3	
上野計佐八	曾於市大隅町月野字藤ヶ嶺6509番2	
上野亀太郎	曾於市大隅町月野字藤ヶ嶺6519番2，6521番1	
藤元親義	曾於市大隅町月野字藤ヶ嶺6523番1，6526番	
村上エダ	曾於市大隅町月野字藤ヶ嶺6530番2	
村上エタ	曾於市大隅町月野字藤ヶ嶺6531番	
高松政夫	曾於市大隅町月野字高松尻9392番2	
藤田計佐吉	曾於市大隅町月野字高松尻9392番4	

鹿児島県告示第549号

平成27年5月13日農林水産省告示第1155号（以下「告示第1155号」という。）で告示された保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を志布志市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成27年6月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不明な者の氏名又は名称	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
吉元仲兵衛，吉野三太郎，山川五兵衛，西川林太郎，大園藏吉，南種藏，南太兵衛，本山袈裟吉，實田喜三右衛門，實田萬吉	志布志市有明町伊崎田字名頭用8601番1	告示第1155号の変更後の指定施業要件のとおり
無限責任西志布志信用販売購買利用組合	志布志市有明町野井倉字草場30番1，30番4から30番11まで	
山下豊次	志布志市松山町尾野見字大野1378番21	
山下甫	志布志市松山町尾野見字大野1378番22	
坂元ツル	志布志市松山町尾野見字大野1379番3	

鹿児島県告示第550号

平成27年5月13日農林水産省告示第1156号（以下「告示第1156号」という。）で告示された保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を鹿屋市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成27年6月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不分明な者の氏名又は名称	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
西郷安	鹿屋市輝北町市成字ツルカケ段959番1, 959番2	告示第1156号の変更後の指定施業要件のとおり
関兵之進, 末野源藏	鹿屋市輝北町市成字ツルカケ段985番15	
井上イハ	鹿屋市輝北町市成字渡ヶ迫1037番2	
熊谷岩雄	鹿屋市輝北町市成字渡ヶ迫1037番3	
鹿児島無尽株式会社	鹿屋市輝北町上引字歌丸851番2	
株式会社鹿児島県農工銀行	鹿屋市輝北町上引字段876番2	
後堂進	鹿屋市輝北町上引字エラカウト4586番3	
重信洋一	鹿屋市輝北町下引字樋口迫2703番2	

鹿児島県告示第551号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成27年6月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名 称	所在地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問看護ステーション龍郷社協	大島郡龍郷町瀬留967番地	社会福祉法人龍郷町社会福祉協議会	大島郡龍郷町瀬留967番地	牧 智登美	平成27年5月1日	訪問看護

鹿児島県告示第552号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成27年6月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名 称	所在地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問看護ステーション龍郷社協	大島郡龍郷町瀬留967番地	社会福祉法人龍郷町社会福祉協議会	大島郡龍郷町瀬留967番地	牧 智登美	平成27年5月1日	介護予防訪問看護

鹿児島県告示第553号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成27年6月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 所		申 請 者			指定年月日	サービスの種類
名 称	所在地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		

特別養護老人ホーム財部寿豊苑	曾於市財部町下財部2061番地1	社会福祉法人豊友の里	曾於市財部町下財部2061番地1	清水 豊	平成27年5月8日	介護予防短期入所生活介護
----------------	------------------	------------	------------------	------	-----------	--------------

鹿児島県告示第554号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成27年6月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		指定年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
薬局くろうさぎ	鹿児島市上荒田町25-16	平成27年6月1日	精神通院医療
有限会社おおやま調剤薬局	鹿屋市上谷町11170番7	平成27年6月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第555号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定により管理理容師資格認定講習会を、美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定により管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定した。

平成27年6月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 主催者
公益財団法人理容師美容師試験研修センター
東京都江東区有明三丁目7番26号
- 2 講習日程
平成27年10月19日（月）、同月26日（月）及び同年11月9日（月）
- 3 講習会場
鹿児島県市町村自治会館
鹿児島市鴨池新町7番4号
- 4 講習科目及び講習時間数
 - (1) 管理理容師資格認定講習会
公衆衛生 4時間
理容所の衛生管理 14時間
 - (2) 管理美容師資格認定講習会
公衆衛生 4時間
美容所の衛生管理 14時間
- 5 受講料
18,000円
- 6 受講申込先
公益財団法人理容師美容師試験研修センター九州ブロック事務所
福岡市博多区千代一丁目2番4号
電話番号 092-632-4501

鹿児島県告示第556号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第4項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成27年6月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
赤井田幸男	日置市吹上町永吉1275番地1	日置市吹上町永吉字石田2623番1 外1筆
有限会社アグリサポート吹上	日置市吹上町田尻1802番地2	日置市吹上町永吉字外園3824番 外5筆
今村憲一	日置市吹上町小野734番地1	日置市吹上町永吉字小諏訪免4924番
中渡瀬和洋	南九州市知覧町南別府22584番地3	南九州市知覧町南別府字栢山迫22431番1 外1筆
松山賢一	南九州市知覧町塩屋15489番地	南九州市知覧町南別府字八幡ノ西22551番2 外1筆
大隣忠範	南九州市知覧町塩屋18747番地	南九州市知覧町南別府字八幡ノ西22554番3
松山孝弘	南九州市知覧町塩屋15499番地	南九州市知覧町南別府字八幡ノ西22557番3
菊永宗一	南九州市知覧町塩屋25054番地	南九州市知覧町南別府字平原22872番 外32筆
大隣講平	南九州市知覧町塩屋19016番地	南九州市知覧町南別府字平原22880番 外7筆
松山英彦	南九州市知覧町郡5120番地3	南九州市知覧町南別府字後迫22998番 外19筆
衛藤眞二	南九州市知覧町塩屋18666番地	南九州市知覧町南別府字汐カキ場23484番2 外9筆
大隣良一	南九州市知覧町塩屋19059番地3	南九州市知覧町南別府字汐カキ場23505番1 外5筆
大隣厚子	南九州市知覧町塩屋18715番地	南九州市知覧町南別府字小山比良24806番 外2筆
前原盛男	南九州市知覧町塩屋19263番地4	南九州市知覧町南別府字平瀬23532番 外8筆
前原健二	南九州市知覧町塩屋19306番地7	南九州市知覧町南別府字平瀬23550番3 外9筆
東垂水君生	南九州市知覧町西元12284番地	南九州市知覧町南別府字城東迫24492番3 外2筆
塗木宗彦	南九州市知覧町東別府14703番地	南九州市知覧町南別府字城東迫24495番4 外1筆
菊永時治	南九州市知覧町塩屋25025番地1	南九州市知覧町南別府字城東迫24508番3
株式会社知覧アグリワン	南九州市知覧町西元12271番地	南九州市知覧町南別府字城東迫24510番5 外3筆
白澤輝夫	南九州市知覧町塩屋15296番地1	南九州市知覧町南別府字堀内24542番 外1筆
菊永浩伸	南九州市知覧町塩屋24907番地	南九州市知覧町南別府字堀内24554番 外1筆
菊永幸彦	南九州市知覧町塩屋24998番地	南九州市知覧町南別府字堀内24553番
大隣孝幸	南九州市知覧町塩屋18722番地	南九州市知覧町南別府字小山比良24786番2 外3筆
大隣修	南九州市知覧町塩屋	南九州市知覧町南別府字小山比良24772番

	18693番地	1 外5筆
眞茅博幸	南九州市知覧町塩屋 19139番地1	南九州市知覧町南別府字小山比良24786番 1 外3筆
菊永秀春	南九州市知覧町塩屋 25122番地	南九州市知覧町南別府字小山比良24782番 2 外4筆
前原和也	南九州市知覧町塩屋 19073番地	南九州市知覧町南別府字小山比良24777番 2
前原利秋	南九州市知覧町塩屋 19249番地	南九州市知覧町南別府字小山比良24779番 3
菊永清孝	南九州市知覧町塩屋 25120番地	南九州市知覧町南別府字小山比良24782番 3 外4筆
若松信彦	南九州市知覧町塩屋 15418番地1	南九州市知覧町南別府字小山比良24788番
菊永睦彦	南九州市知覧町塩屋 25121番地	南九州市知覧町南別府字小山比良24789番 3 外2筆
前原豊秋	南九州市知覧町塩屋 19178番地	南九州市知覧町南別府字小山比良24791番 外2筆
切通一晋	南九州市知覧町東別府 20734番地5	南九州市知覧町南別府字小山迫25014番2 外2筆
有限会社マルマサ 製茶	南九州市穎娃町郡5118 番地3	南九州市穎娃町郡字西平4098番2 外5筆
西広幸	南九州市穎娃町上別府 1060番地7	南九州市穎娃町上別府字御領道上16番 外 26筆
東徹	南九州市穎娃町上別府 4688番地	南九州市穎娃町上別府字一里山4770番1 外4筆
川畑秀一	南九州市穎娃町上別府 1654番地4	南九州市穎娃町牧之内字元屋敷10964番4
株式会社山英野菜	南九州市知覧町東別府 9606番地	南九州市知覧町東別府字小牟田ノ上12134 番7 外1筆
株式会社高田畜産	南九州市穎娃町別府 10353番地	南九州市穎娃町別府字ホキ元8970番9 外 38筆
田原良二	南九州市穎娃町牧之内 11611番地	南九州市穎娃町牧之内字二重堀12169番 外5筆
上谷隆司	指宿市池田3828番地3	指宿市池田字村添1500番 外4筆
油木和人	出水市武本13806番地	出水市武本字落ノ下212番1 外1筆
原田翼	出水市大野原町604番 地	出水市大野原町916番 外2筆
朝隈信義	出水市高尾野町大久保 7208番地1	出水市高尾野町柴引字東垂2527番 外18筆
佐々木優作	出水市高尾野町下高尾 野2367番地1	出水市高尾野町下高尾野字南郷堀2212番2 外1筆
有限会社蔵園製茶	霧島市溝辺町竹子3134 番地	霧島市溝辺町竹子字竹子原4497番 外6筆
山之内悟	霧島市国分湊726番地 3	霧島市国分上井字耳土144番1 外1筆
久保田安秀	伊佐市大口木ノ氏997 番地2	伊佐市大口木ノ氏字脇牟田300番1 外3 筆
笠口克志	伊佐市大口小木原1188 番地	伊佐市大口小木原字永山715番 外3筆
尾上隆之	伊佐市大口山野2255番	伊佐市大口山野字室原2615番 外2筆

	地13	
中村健太郎	伊佐市大口小川内412番地	伊佐市大口小川内字後呂曾228番1 外4筆
田畑正明	伊佐市大口金波田1120番地2	伊佐市大口金波田字引田899番1
中村泰久	伊佐市大口木ノ氏1215番地	伊佐市大口木ノ氏字山神前741番1 外2筆
株式会社やまびこの郷	伊佐市菱刈市山2068番地5	伊佐市菱刈市山字山神之前1706番2 外3筆
山下昭彦	伊佐市大口大田1618番地	伊佐市大口牛尾字針牟田119番2 外4筆
兵底博之	伊佐市大口大田1656番地	伊佐市大口大田字狩迫1368番1
前田昭二	伊佐市大口大田1821番地1	伊佐市大口大田字高柳牟田994番 外3筆
宮脇孝二	伊佐市大口大田1743番地	伊佐市大口大田字高柳牟田668番1 外13筆
花立義信	伊佐市大口木ノ氏1492番地	伊佐市大口木ノ氏字豆漬1631番1 外3筆
徳永哲朗	伊佐市大口里3216番地1	伊佐市菱刈田中字岩崎1169番2 外1筆
松元達雄	伊佐市大口山野4817番地	伊佐市大口山野字内山4923番 外13筆
上之原毅	伊佐市大口篠原781番地	伊佐市大口篠原字熊田304番
椋山博幸	伊佐市大口青木2229番地	伊佐市大口青木字須米田2377番1
有留睦男	伊佐市大口曾木3484番地	伊佐市大口曾木字大王3054番1 外2筆
上田正一	伊佐市菱刈前目3944番地	伊佐市菱刈徳辺字新川1735番1 外6筆
下田和男	伊佐市大口針持960番地	伊佐市大口針持字糶山614番6 外4筆
廣原裕生	伊佐市菱刈花北1092番地1	伊佐市菱刈花北字下水流254番 外4筆
有限会社ライス郷井手口	伊佐市大口山野469番地	伊佐市大口瀨辺字轟ノ下20番1 外12筆
伊東吉郎	伊佐市菱刈前目2362番地2	伊佐市菱刈前目字宮之尻3167番3 外1筆
下田代藤男	伊佐市大口針持1535番地1	伊佐市大口針持字前木場3706番22
株式会社中崎米穀店	曾於郡大崎町假宿722番地	志布志市有明町野井倉字馬向7049番3 外2筆
立木幹雄	志布志市有明町野神1106番地3	志布志市有明町野神字風穴1983番7
株式会社大隅芝園	志布志市有明町野神3697番地2	志布志市有明町原田字下五敷790番3
草清勝春	志布志市有明町野神1749番地	志布志市有明町野神字南久保1808番1 外3筆
鹿児島堀口製茶有	志布志市有明町蓬原	志布志市有明町野神字風穴1952番1

限会社	758番地	
株式会社吉川農産	志布志市有明町野井倉 1854番地1	志布志市有明町野井倉字井手上3081番12 外59筆
吉川幸乗	志布志市有明町野井倉 1854番地5	志布志市有明町野井倉字下段3250番1 外 67筆
有限会社高井田ア グリ	曾於郡大崎町井俣2983 番地	志布志市有明町原田字木屋堀2220番5 外 10筆
有限会社上室製茶	志布志市有明町伊崎田 953番地1	志布志市有明町伊崎田字谷ヶ迫5704番7 外2筆
谷口理恵	志布志市松山町尾野見 18番地19	志布志市有明町伊崎田字鹿藤7355番3 外 3筆
南川和也	志布志市有明町伊崎田 7338番地5	志布志市有明町伊崎田字山原7506番3 外 2筆
善宝忠文	志布志市有明町野井倉 3150番地3	志布志市有明町伊崎田字竹ヶ山1334番1
株式会社つばめ農 園	曾於市大隅町月野5495 番地2	志布志市有明町伊崎田字鹿藤7260番1
株式会社覚富	志布志市有明町原田 1675番地1	志布志市有明町原田字上原1222番1
株式会社川崎農産	志布志市志布志町安楽 6213番地2	志布志市有明町野井倉字鎌迫5875番1
株式会社内村産業	志布志市有明町野井倉 5239番地1	志布志市有明町野井倉字鎌迫5907番
春山幹郎	志布志市志布志町田之 浦556番地	志布志市志布志町田之浦字宮谷856番2
伊地知厚博	曾於市大隅町月野9432 番地3	曾於市大隅町月野字坂口8716番2 外3筆
株式会社大隅芝園	志布志市有明町野神 3697番地2	曾於郡大崎町神領字稻荷堀1396番7 外7 筆
株式会社宮迫農産	曾於郡大崎町永吉4050 番地4	曾於郡大崎町永吉字吉与堀5314番2 外11 筆
東條政俊	曾於郡大崎町横瀬1342 番地	曾於郡大崎町横瀬字蛭子877番1
平山淳一	曾於郡大崎町神領1275 番地8	曾於郡大崎町岡別府字中堀271番3 外2 筆
有限会社富士農園	曾於郡大崎町持留1662 番地	曾於郡大崎町岡別府字出口654番3 外18 筆
福永利雄	曾於郡大崎町永吉7062 番地	曾於郡大崎町永吉字迫ノ下9931番1 外14 筆
徳永政文	曾於郡大崎町岡別府 320番地2	曾於郡大崎町岡別府字宮田1073番4
福岡優	曾於郡大崎町永吉6440 番地	曾於郡大崎町永吉字茶屋場8123番 外1筆
上村一夫	曾於郡大崎町菱田2284 番地4	曾於郡大崎町菱田字四ツ塚下2273番2 外 2筆
東平清二	曾於郡大崎町横瀬364 番地	曾於郡大崎町神領字山下1567番2 外12筆
田中博昭	曾於郡大崎町野方7357 番地7	曾於郡大崎町野方字内ヶ迫7347番1
有村貞之	曾於郡大崎町永吉1488	曾於郡大崎町永吉字中段郷1880番4 外2

	番地 1	筆
福岡敏行	曾於郡大崎町永吉6335番地	曾於郡大崎町永吉字井手ノ上10316番 外1筆
株式会社高田	曾於郡大崎町井俣2673番地	曾於郡大崎町益丸字別府下858番 外7筆
西村義則	曾於郡大崎町永吉6582番地 3	曾於郡大崎町永吉字大乘堀6842番 外2筆
濱松賀年	曾於郡大崎町横瀬1380番地	曾於郡大崎町永吉字毛無原9327番182
上楢利幸	曾於郡大崎町永吉87番地	曾於郡大崎町永吉字榎木丸339番 1
宮久保篤雄	曾於郡大崎町永吉56番地 1	曾於郡大崎町永吉字中段郷1847番
東義治	曾於郡大崎町岡別府113番地	曾於郡大崎町岡別府字白澤水1044番 4
新川友春	曾於郡大崎町永吉5979番地 2	曾於郡大崎町菱田字山ノ上1950番 外1筆
坂元サダ子	曾於郡大崎町永吉9321番地 1	曾於郡大崎町永吉字毛無原9308番 外2筆
宮吉光也	志布志市有明町野神1525番地	曾於郡大崎町岡別府字高ヶ窪629番 外3筆
株式会社ななくさ農園	曾於郡大崎町野方5473番地	曾於郡大崎町岡別府字出口659番 1
中倉広文	曾於郡大崎町永吉6542番地 2	曾於郡大崎町永吉字井手ノ上10234番 外4筆
酒匂秋夫	曾於郡大崎町菱田3496番地 8	曾於郡大崎町菱田字萬太堀3474番17 外5筆
森下善藏	曾於郡大崎町井俣2532番地	曾於郡大崎町菱田字境添3114番 4
有限会社高井田アグリ	曾於郡大崎町井俣2983番地	曾於郡大崎町菱田字三村割2783番 外8筆
植村利男	曾於市大隅町月野9922番地 5	曾於郡大崎町假宿字外堀2755番 2
宮園一男	曾於郡大崎町永吉4034番地	曾於郡大崎町永吉字茶屋場8128番 外1筆
吉岡秀博	曾於郡大崎町岡別府827番地 2	曾於郡大崎町岡別府字下堀309番 外2筆
宮富利行	曾於郡大崎町永吉4292番地 2	曾於郡大崎町永吉字青出来3142番
鹿児島堀口製茶有限会社	志布志市有明町蓬原758番地	曾於郡大崎町井俣字上牧2772番 外1筆
鯨坂護	曾於郡大崎町野方5559番地 8	曾於郡大崎町野方字宇都4327番 外1筆
中屋久夫	曾於郡大崎町持留1292番地 3	曾於郡大崎町持留字二子塚1284番 外4筆
富吉民哉	曾於郡大崎町野方2650番地 1	曾於郡大崎町野方字角道段5537番 外2筆
抜迫忠雄	志布志市有明町野神2587番地 2	曾於郡大崎町野方字北別府6529番 外1筆
徳樂義人	曾於郡大崎町永吉9088	曾於郡大崎町永吉字大堀迫7839番 1

	番地 2	
株式会社芝商	曾於郡大崎町野方3993 番地 1	曾於郡大崎町野方字中段4455番 1
有限会社水幸農園	曾於郡大崎町持留1643 番地 6	曾於郡大崎町岡別府字坂本原866番 1 外 18筆
鮫島光一	曾於郡大崎町持留1832 番地	曾於郡大崎町永吉字榎木丸377番 1 外26 筆
本倉敬一	曾於郡大崎町永吉7277 番地	曾於郡大崎町永吉字拾貳和7907番 1 外 7 筆
竹川春介	曾於郡大崎町野方3574 番地 1	曾於郡大崎町野方字海道原3365番 1
真茅一広	曾於郡大崎町永吉7185 番地	曾於郡大崎町永吉字五拾迫7408番
牧之内勝雄	曾於郡大崎町永吉5974 番地	曾於郡大崎町永吉字新堀5755番 外 7 筆
春田清信	曾於郡大崎町益丸210 番地 3	曾於郡大崎町益丸字堤ノ上282番 外 3 筆
中尾昭治	曾於郡大崎町永吉7456 番地	曾於郡大崎町横瀬字新田753番 1 外 3 筆
株式会社中崎米穀 店	曾於郡大崎町假宿722 番地	曾於郡大崎町永吉字井手ノ上10256番 外 14筆
有限会社坂下芝園	志布志市有明町野神 2885番地 6	曾於郡大崎町野方字迫谷6001番 2 外 9 筆
内田克己	曾於郡大崎町益丸243 番地	曾於郡大崎町益丸字前牟田471番 外18筆
堂満敬二	曾於郡大崎町横瀬1350 番地 5	曾於郡大崎町横瀬字エサイ町1397番 外 3 筆
梶ヶ山政春	曾於郡大崎町菱田3152 番地	曾於郡大崎町菱田字境添3080番 3
福永照雄	曾於郡大崎町永吉7056 番地	曾於郡大崎町永吉字大堀迫7864番 2 外 9 筆
西山義雄	曾於郡大崎町持留1832 番地	曾於郡大崎町持留字渡ヶ迫1891番
比良健一	曾於郡大崎町持留1845 番地 1	曾於郡大崎町持留字尾ノ鼻沖1937番 1
西柳修	曾於郡大崎町永吉9032 番地 2	曾於郡大崎町永吉字休兵衛堀7665番 1 外 5 筆
新越優	曾於郡大崎町井俣1350 番地	曾於郡大崎町益丸字別府下873番 外 3 筆
中島春夫	曾於郡大崎町菱田2201 番地 7	曾於郡大崎町菱田字山ノ上1963番 1 外 1 筆
有限会社マルトク	曾於郡大崎町岡別府 307番地 1	曾於郡大崎町岡別府字上堀184番 1 外 3 筆
草原一巳	曾於郡大崎町永吉3229 番地 1	曾於郡大崎町永吉字中堀4121番
柳別府正博	曾於郡大崎町永吉9022 番地	曾於郡大崎町永吉字上沖9715番 外 5 筆
有限会社大崎農園	曾於郡大崎町横瀬777 番地20	曾於郡大崎町永吉字拾貳和8026番 1 外 1 筆
有限会社ジェーエ	曾於郡大崎町持留152	曾於郡大崎町野方字東5834番 1

フアグリ	番地2	
新西文夫	曾於郡大崎町岡別府8番地	曾於郡大崎町岡別府字福岡38番
有限会社鹿児島農園	肝属郡東串良町岩弘1935番地7	曾於郡大崎町神領字蓼池2360番9 外7筆
株式会社ニューふぁーむ21九州	肝属郡東串良町岩弘1306番地	曾於郡大崎町神領字蓼池2360番8
浜松弘司	曾於郡大崎町横瀬1712番地	曾於郡大崎町横瀬字蛭子862番1 外4筆
竹井剛	曾於郡大崎町永吉6669番地4	曾於郡大崎町永吉字拾貳和7986番1
坂元英仁	志布志市有明町野神1750番地	曾於郡大崎町岡別府字五嶋803番 外2筆
平田慎一	曾於郡大崎町益丸246番地4	曾於郡大崎町神領字蓼池2317番3 外3筆
時吉浩二	曾於郡大崎町横瀬2322番地	曾於郡大崎町横瀬字溝下2114番4 外3筆
濱松昭一	曾於郡大崎町永吉9399番地8	曾於郡大崎町永吉字休兵衛堀7650番1 外2筆
中村政信	西之表市西之表7735番地12	西之表市現和字東星ノ木2491番1 外2筆
小山田春文	西之表市現和5443番地1	西之表市現和字森田4152番3 外5筆
濱添洋一	西之表市現和8687番地	西之表市現和字九郎三九8800番1 外10筆
濱川和成	西之表市西之表7502番地	西之表市住吉字中園4731番 外4筆
池山久志	熊毛郡中種子町坂井1620番地	熊毛郡中種子町坂井字鹿伏山2226番8
鮫島末則	熊毛郡南種子町島間179番地2	熊毛郡南種子町島間字七度カリ2597番1 外2筆
川内田行則	熊毛郡南種子町中之上3400番地27	熊毛郡南種子町島間字大渡瀬1891番27 外2筆
日高善二郎	熊毛郡南種子町島間2510番地10	熊毛郡南種子町島間字横峯2485番339 外1筆
峰山恒夫	熊毛郡南種子町島間250番地	熊毛郡南種子町島間字横峯2485番150
池亀昭次	熊毛郡南種子町島間3605番地1	熊毛郡南種子町島間字薄嵐1925番8
西園義典	熊毛郡南種子町島間203番地1	熊毛郡南種子町島間字下力ノ1331番 外1筆
峯山和夫	熊毛郡南種子町島間429番地	熊毛郡南種子町島間字走出857番 外1筆
古市孝司	熊毛郡南種子町島間329番地	熊毛郡南種子町島間字山小田406番 外6筆
遠藤仁司	大島郡和泊町大字谷山800番地	大島郡和泊町大字谷山字松袋405番1 外1筆
伊井忠寛	大島郡知名町大字住吉2546番地3	大島郡知名町大字田皆字萬当1791番4 外13筆
沖田辰也	大島郡知名町大字田皆335番地	大島郡知名町大字田皆字萬当1805番1

山下稲澄

大島郡知名町大字正名
1069番地大島郡知名町大字正名字字佐川623番 外
1筆

- 2 認可年月日
平成27年5月27日

鹿児島県告示第557号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長から平成26年11月25日鹿児島県告示第1096号で告示した公共測量の実施は、平成27年1月30日終了した旨の通知があった。

平成27年6月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第558号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長から平成27年3月3日鹿児島県告示第159号で告示した公共測量の実施は、平成27年3月15日終了した旨の通知があった。

平成27年6月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

公 告

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成27年6月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等の名称及び数量
県内ネットワーク通信機器の賃貸借 一式
- (2) 借入をする物品等の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成27年9月30日
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- (5) 借入期間
平成27年10月1日から平成32年9月30日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 納入しようとする物品の機能等証明書を平成27年7月1日午後5時までに3の(2)の提出

場所に提出し、当該物品を納入することができることを証明した者であること。

なお、機能等証明書を発売予定の物品で提出する場合は、1の(1)の物品を要求仕様書の示す納入期限までに納入することができる旨の当該物品製造元の証明書を併せて添付すること。

また、提出した機能等証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等
入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成27年6月5日から同月15日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県企画部情報政策課情報化推進係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

平成27年7月14日午後5時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成27年7月15日午後2時
イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎10階）会議室10-商-2

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 (2)に同じ。

(イ) 交付期限 平成27年7月1日午後5時

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(6)のイの(イ)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県企画部情報政策課情報化推進係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-2389

ファックス番号 099-286-5527

13 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

(1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:

A complete set of Kagoshima Area Network communication equipment

(2) DELIVERY PERIOD:

30 September 2015

- (3) DELIVERY PLACE:
Specified in the bid explanation form
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
5:00 p.m. 14 July 2015
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Information Policy Division
Planning Department
Kagoshima Prefectural Government
10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan
TEL 099-286-2389
FAX 099-286-5527
-

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年6月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
(2工区)

阿久根市赤瀬川字堤山1886番1の一部、1886番9の一部、1893番4の一部、1897番2の一部、1899番の一部及び1900番の一部

- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

薩摩川内市港町360番地16

株式会社海連

代表取締役 永井幸枝

公安委員会公告

警備業貴重品運搬警備業務1級及び同2級検定実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業貴重品運搬警備業務1級及び同2級検定を宮崎県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成27年6月5日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

- 1 検定の種別及び級の区分

(1) 貴重品運搬警備業務1級

(2) 貴重品運搬警備業務2級

- 2 検定の実施日時、実施場所及び受検定員

(1) 実施日時

ア 貴重品運搬警備業務1級

平成27年9月10日（木）午前9時から午後5時まで

イ 貴重品運搬警備業務2級

平成27年9月9日（水）午前9時から午後5時まで

ただし、いずれの検定も、受付は、当日の午前8時30分から午前9時までとする。

(2) 実施場所

宮崎県建設技術センター（宮崎市清武町今泉丙2559番地1）

(3) 受検定員

いずれの検定も30人（宮崎県公安委員会が受け付ける受検者を含むものとし、受付先着順とする。）

- 3 検定の受検資格

- (1) 貴重品運搬警備業務1級
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもの
のうち、次のいずれかに該当するもの
ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第8条第1号に該当する者
イ 検定規則第8条第2号に該当する者として、都道府県公安委員会から貴重品運搬警備業務に係る1級検定受検資格認定書の交付を受けたもの
 - (2) 貴重品運搬警備業務2級
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもの
- 4 検定の方法及び内容
- (1) 貴重品運搬警備業務1級
ア 学科試験
ア 警備業務に関する基本的な事項
イ 法令に関すること。
ウ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
エ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
オ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
イ 実技試験
ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
イ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
ウ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 貴重品運搬警備業務2級
ア 学科試験
ア 警備業務に関する基本的な事項
イ 法令に関すること。
ウ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
エ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
イ 実技試験
ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
イ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 5 検定申請の手続
- (1) 受付の期間及び時間帯
ア 期間
平成27年7月7日（火）から同月17日（金）まで（県の休日を除く。）
イ 時間帯
午前8時30分から午後5時まで
 - (2) 提出書類
ア 貴重品運搬警備業務1級
ア 検定規則別記様式第1号の検定申請書（以下「検定申請書」という。） 1通
イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉
ウ 受検者の住所地を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。） 1通
エ 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で、受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。） 1通

- (f) 貴重品運搬警備業務2級の検定に係る合格証明書及び当該合格証明書の交付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（3の(1)に該当する場合に限る。） 1通
- (g) 貴重品運搬警備業務に係る1級検定受検資格認定書の写し（3の(2)に該当する場合に限る。） 1通
- イ 貴重品運搬警備業務2級
 - (f) 検定申請書 1通
 - (イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉
 - (ウ) 受検者の住所地を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。） 1通
 - (エ) 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。） 1通
- (3) 申請先及び申請方法
 - ア 申請先
県内に居住する場合における受検者の住所地又は受検者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
 - イ 申請方法
受検者本人がアの申請先に直接持参により申請すること（受検者本人以外による申請、郵送等による申請は認めない。）
- 6 検定手数料
貴重品運搬警備業務1級及び2級ともに、16,000円（16,000円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼付して提出すること。）
なお、検定申請書を受け付けた後は、検定手数料は返還しない。
- 7 その他
 - (1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。
なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。
 - (2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴及び雨着（雨天時のみ）を持参すること。
 - (3) 合格者発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。
 - (4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。
- 8 本検定に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先
鹿児島県警察本部生活安全部生活安全企画課生活安全許可センター
電話 099-206-0110（内線3032・3033）